

開催日時	2006年9月13日(水) 13:30~17:00
場 所	みやこめっせ B1F 大会議室
参加者数	委員10名 河川管理者23名

決定事項および検討の概要

1. これまでの意見聴取についての河川管理者からの報告

河川管理者より、資料1-1「住民意見聴取の取り組みにおける河川管理者の評価」、資料1-2「事業執行における住民との関わりの具体的事例(概要)」について説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

- ・河川管理者が実施してきた住民意見聴取は河川法第16条2.4項の一環として実施したと理解してよいのか。
 - ←河川法第16条2.4では「河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」となっており、この「前項に規定する場合」とは、計画の案を策定しようとする場合だ。よって、整備計画原案ができる前に住民意見聴取をやってもかまわない。河川管理者が意見を聴いてきたことは河川法の趣旨を最大限に活かすものとして評価している。
- ・WG検討会が作成しようとしているものはこれまでの取り組みの改善点の提案だが、この提案を河川管理者はどこでどう活かすのか。整備計画原案作成後にも住民意見聴取を実施するのか。
 - ←意見を聴くが、これまでと同様の手法で実施するかどうかは決めていない。流域委員会からの提案も受けて検討する。第1稿、第2稿、基礎原案は、ご意見を聴いて反映しながらつくってきた。今後も同じことを続けていくが、「プロセス」が非常に重要だと考えている。具体的に何をやればよいのか、ご意見を頂ければと思っている。(河川管理者)。
- ・河川法は、たんなる意見聴取ではなく、「関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」としている。どこまでやれば「反映」となるのかは、さまざまな考え方があるが、関係住民の意見に耳を傾けて有益な意見は採用しようとする姿勢が重要だ。第一段階としては、住民が十分に意見を言え、質疑応答ができ、内容が理解できるような工夫(説明会)が必要だ。その後、住民が意見を述べる意見交換会(公聴会)で有益な意見を探すという姿勢で河川管理者はのぞまなければならない。第二段階としては、対話討論会によって住民間で議論をしてもらって一方的な理解を解消し、相互理解を発展してもらう必要がある(1つの結論を出す必要はない)。第三段階としては、住民意見をどのように反映するかだが、反映した箇所が明示できなくとも、積極的に意見を吸収するという姿勢で説明会や対話討論会等を十分に実施すれば、実質的には意見反映を行ったことになるのではないかと考えている。
- ・住民説明会は限定された地域で開催され、対話討論会は参加者を広く募って開催した。今後は、2つの手法における参加者の違いや整合性について検討したい。
- ・対話討論会を開催する前に住民へはどのような手段でどのような情報を知らせたのか。高齢者は情報機器をうまく操れるとは限らない。情報提供のアンバランスへの考慮等、伝える仕組みを考えないといけな。また、河川管理者はパンフレット等で自らの考え方の変化を熱心に伝えてきたが、どのような点に力点を置いて広報してきたのかも教えて欲しい。
 - ←HP掲載、チラシ配布、ポスター掲示等を行ったが、詳細については調べて答えたい(河川管理者)。
- ・ワークショップはいろいろな意見を得る場としてはよいが、合意形成を諮りながら議論を進めるためには住民説明会と住民対話討論会をセットにした円卓方式がよいと思った。
- ・最近、住民説明会や対話討論会等の開催頻度が落ちている。継続して開催して欲しい。
- ・資料1-1 P2には「河川敷の利用と保全の方向性の討論会では、住民同士の意見交換の場を設けたことに対し、多くの参加者から評価を頂いた」とあるが、ここで言う「評価」の意味は何か。
 - ←「意見を聴く場があってよかったか」という会場アンケートの結果、「よかった」という回答が多かった(河川管理者)。
- ・資料1-1 P2には「大戸川ダムの討論会では、意見が平行線でまとまらないため、次回の開催から住民説明会に変更した」とあるが、対話討論会では意見がまとまらなくてもよい。参加者に対立点をわかっってもらうことが対話討論会の役目の1つだ。
- ・資料1-1 P2には「余野川ダムの討論会では代替案について一定の理解が得られた」とあるが、代替案が住民の中から出てくるのが非常に重要だと思っている。
- ・サイレントマジョリティーから意見を得るためには、メールやFAXは有効な手法だろう。河川管理者自身は、これまでにメールやFAXで自分たちの意見を発信してきたのか。意見を募集するだけでなく、河川管理者が意見を発信するという方向に向かって欲しい。
- ・住民から寄せられた質問や意見には全て回答しているのか。また、回答までにどれ程度の時間がかかるのか。

←頂いたご意見には回答しているが、回答までの期間は一概には言えない。窓口を一本化して、受けとったご意見の内容によって担当を振り分けている。最終的には所内でチェックした上で回答している。また、他の組織に関連する質問があれば、担当機関等へのご協力をお願いしている（河川管理者）。

- ・匿名の意見には内部告発的な意見や専門的な意見もありえる。匿名意見にも対応して欲しい。
←質問と回答は、希望しない場合を除いて、HPで公開している（河川管理者）。
- ・河川管理者自身は、住民対話討論会等をやったよかったのかと思っているのか。河川管理者がよかったと思っていることが大事だ。河川管理者が「何度もやる必要がない」と考えて従来のような形式的な手法に戻ってしまうのは非常に残念だ。河川管理者としては、今後も時間と費用がかかってもやっていく意義があると思っているのか。率直な意見を聴かせて頂きたい。
←無駄だとは思っていない。ただ、時間や予算の制約がある。ご意見を聴きながら計画を進めていくという方向性をやめることはないが、どれくらいの時間でどのような手法でやっていくかを考えないといけないと思っている（河川管理者）。
←住民意見聴取の取り組みには大変な手間とコストがかかっている。それらに見合うだけの予期せぬ意見等が出たかという点、正直、少ないと思う。ただ、これをもって費用対効果を考えてよいとは思っていない。こういった手法を通じて河川事務所の能力も高まった（河川管理者）。
- ・河川管理者には、住民意見聴取の3つの手法に関する質問への回答をお願いしたい。①意見聴取の手法で間違った手法があったか。②意見聴取の手法として他の良い手法はあったか。③意見を反映させるためにはどの手法が有効か。④反映した意見、反映しなかった意見は何か。⑤反映した事項を住民に具体的に伝えたか（今後伝えるつもりか）。また、河川管理者にはWGの質問に対応する担当者を作って欲しい。

2. 関係住民の意見聴取反映方法についての意見書目次（案）について

田中WGリーダーより、資料2「意見聴取反映WG／意見書検討 目次（田中リーダー案）」についての説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・目次案には、諮問事項以上の内容が含まれている。例えば、「開かれた流域懇談会」とは、流域センターで懇談会を開催して、河川管理者が常に意見を聴ける組織があった方がよいのではないかと考えた。「住民意見反映委員会」とは、河川管理者が住民意見の中央値をうまく把握し反映するためにあった方がよいと考えた。ご意見をお伺いしたい。
←新しいアイデアとして、さまざまな組織をご提案して頂ければよいと思う。ご提案内容については河川管理者で判断させて頂く。ただ、組織を提案するだけではなく、「組織をつくれればなぜ問題が解決されるのか」まで示して欲しい（河川管理者）。
- ・河川事務所で自由に意見を述べる機会を定期的に設けるよう検討して欲しい。
- ・例えば、新しい治水の考え方については河川管理者でも意見が分かれている。新しい方向に進むように意見がまとめる仕組み等が提案できればよいと思う。
- ・目次案「Ⅰ 住民意見聴取・反映のためにとられた従来の方法」は不適切だ。住民意見聴取は住民参加のためにとられた方法であり、「反映」は実体としての獲得目標ではない。「Ⅰ 住民参加のためにとられた従来の方法」とする方が適切だ。
- ・目次案「Ⅱ 住民意見聴取・反映の方法に関する新たな（or 改善）提案」とある。委員会は前回の意見書で対話討論会を提案したが、これを改善するという点でよいのか。それとも、対話集会はもう止めて、新しい手法を提案するという点なのか。
←対話討論会は運用や広報を見直すことによってより良いものになると思うので、改善案を提案したい。また、対話討論会は1つの手法に過ぎないので、新たな手法も考えていくつもりだ。
←河川管理者が実施してきた対話討論会以外の手法についても意見を述べた方がよい。
- ・社会的合意に関して、新たにⅢ章を立てた方がよいと思う。流域委員会には意見書で述べた「社会的合意」の意味を明確にする責任がある。そういう意味ではⅡ章で述べるよりも、Ⅲ章を作った方がよい。
- ・委員には、目次案に追加すべき新たな項目や検討すべき項目について、ご意見を頂きたい。

3. 各項目の作成分担および今後の進め方

- ・今後、WG作業検討会（9/19、9/25）を予定している。その後、住民参加部会検討会やWG作業検討会等を開催して、12月の全体委員会に答申案を提出し、1月の全体委員会で承認を得るというスケジュールを考えている。
- ・意見書案の内容については、第一期委員からご意見を頂く必要があるのではないかと。
←その必要があるだろう。検討して頂きたい（委員長）。

以上

※結果報告は、委員の皆様主に決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。